

京都市告示第 5 4 6 号

平成 3 0 年 3 月 3 0 日京都市告示第 6 8 9 号（公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値の決定等）の一部を平成 3 1 年 2 月 1 日から次のように改めます。

平成 3 1 年 1 月 2 3 日

京都市長 門川 大作

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階 数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数値
醍醐南市営住宅	第 1 棟, 第 2 棟	2 階以下					0. 8685
	及び第 4 棟から第 6 棟まで	3 階以上					0. 8185
	第 3 棟及び第 7	2 階以下					0. 8692
	棟から第 9 棟	3 階以上					0. 8192
	第 10 棟から第 12 棟まで						0. 8692

」

を

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階 数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数値
醍醐南市営住宅	第 1 棟, 第 2 棟 及び第 4 棟から第 6 棟まで						0. 8685
	第 3 棟及び第 7 棟から第 12 棟まで						0. 8692

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)